

## 第2部 少子化社会対策の具体的実施状況

### 第1章 すべての働きながら子どもを育てている人のために

#### 第1節 男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現

##### 1 企業における自主的な取組の促進等

男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現の具体的施策として、子育て期間中の残業時間の縮減、子どもが生まれたときの父親の休暇取得の促進等について広く社会に周知をするとともに、助成金などを活用し、子どもを安心して生み育てられる環境づくりに向けた取組を推進している。

##### 2 「多様就業型ワークシェアリング」の普及

個人の生活設計に応じた柔軟で多様な働き方を選択できる「多様就業型ワークシェアリング」の導入を促進するために、2003（平成15）年度から3年間の予定で、業種別の事業主団体等に対して事業委託をし、短時間正社員等の多様な働き方の導入・拡大に向けたモデル事業を推進している。

##### 3 ライフスタイルに応じた多様な働き方の推進

パートタイム労働者は近年著しく増加し、2003（平成15）年には、1,259万人と、雇用者総数の2割強を占めている。2003年8月に、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成5年法律第76号）に基づく指針「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」の改正を行い、就業の実態や正社員との均衡等を考慮して処遇するとの考え方を具体的に示すとともに、正社員への転換に関する条件の整備、労使の話し合いの促進のための措置の実施等、新たな措置を講ずるよう努めることを示した（平成15年8月25日厚生労働省告示、10月1日適用）。

##### 4 テレワークの推進

事業主と雇用関係にある者が、情報通信機器を活用し、労働時間の全部又は一部について自宅で業務に従事する勤務形態である在宅勤務については、シンポジウムの開催等を通じた普及促進のための事業を実施しているほか、2003（平成15）年度においては、在宅勤務の適切な労務管理のあり方を明確にしたガイドラインを策定し、事業主等への周知・啓発を図っている。

#### 第2節 仕事と子育ての両立の推進

##### 1 一般事業主による次世代育成支援対策に関する取組の推進

2003（平成15）年7月に成立した次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主は、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備等を進めるための一般事業主行動計画を策定し、その旨の届出を行うことが義務づけられており、また、300人以下の事業主は、同様の努力義務が課せられており、2005（平成17）年度からの本格施行に向け、事業主に対し、効果的な計画の策定・実施が行われるよう周知を行っている。

## 2 仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進・充実

男女労働者が働きながら子どもを産み育てやすい雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立の負担感を軽減することが重要であることから、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の円滑な施行を図るため、事業主に対する指導を実施している。

## 3 子育てをしながら働きやすい雇用環境の整備

2003(平成15)年度に創設した育児休業取得促進奨励金をはじめ、育児休業代替要員確保等助成金、育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金、育児両立支援奨励金、事業所内託児施設助成金、育児・介護費用助成金等の支給により、仕事と育児との両立を容易に図ることのできる雇用環境の整備に取り組む事業主を支援している。

男性を含めて育児休業を取得しやすい雇用環境の整備に取り組む事業主を支援するために、2003年度から、事業場において育児休業に関する社内意識調査の実施などの育児休業取得促進事業を計画的に実施し、男女労働者双方に育児休業取得者が生じた事業主に対して助成を行う育児休業取得促進奨励金制度を設けている。

仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるように取組を行うファミリー・フレンドリー企業の普及を促進するため、企業における「仕事と家庭の両立のしやすさ」を示す両立指標の周知広報を行うとともに、ファミリー・フレンドリー企業表彰(厚生労働大臣賞及び都道府県労働局長賞)を実施している。

## 4 ファミリー・サポート・センターの設置促進

急な残業など変動的・変則的な保育ニーズに対応するため、地域における育児に関する相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター(地域において援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織)について、地域の子育て支援機能の強化に向けて、設置促進を図っている。

### 第3節 保育サービスの充実

#### 1 待機児童ゼロ作戦

2001(平成13)年7月に「仕事と子育ての両立支援策の方針について」が閣議決定され、保育所、保育ママ、幼稚園預かり保育等を活用し、2002(平成14)年度中に5万人、さらに2004(平成16)年度までに10万人、計15万人の受入児童数を増加させ、待機児童の解消を目指す「待機児童ゼロ作戦」が盛り込まれた。

これに基づき、保育所等における受入児童数の拡大が着実に進められており、2004年4月1日現在、都市部を中心に保育所利用児童数が対前年で4万6千人増加している(2004年4月1日現在、待機児童数は24,245人)。

保育所における児童の受入増を図るため、保育所の緊急整備のほか、保育所の定員の弾力化や保育所の認可要件等の規制緩和を推進している。

#### 2 多様なニーズに合わせた保育サービス

多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育及び夜間保育や送迎保育ステーション

事業についても、引き続き推進を図っている。

親の就労形態の多様化（パート就労の増大等）や育児の孤立化に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、2003（平成15）年度から週2、3日程度又は午前か午後のみ必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスとして特定保育事業を創設した。

保育需要の増に対応するための応急措置として、2000（平成12）年度から家庭的保育（保育所との連携又は保育所での一体的な実施により、保育者の居宅において少人数の3歳未満児を保育すること）事業を実施する市区町村に対し、必要な経費の補助を行っている。

幼稚園の通常の教育時間（4時間）の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、希望する者を対象に行われる「預かり保育」を実施する幼稚園に対して支援を行っている。

### 3 放課後児童クラブ

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない場合、小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供するものであり、新エンゼルプラン及び「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成13年7月6日閣議決定）に基づき大都市周辺部を中心に整備している。

### 4 幼稚園と保育所の連携等

幼稚園と保育所については、地域や保護者の多様なニーズに応じた設置・運営が求められており、1998（平成10）年以降、施設の共用化、資格の相互取得の促進等の連携を図っている。

## 第2章 子育てをしているすべての家庭のために

### 第1節 地域の様々な子育て支援サービスの充実とネットワークづくり等の推進

#### 1 地域における子育て支援サービスの推進

1993（平成5）年度から地域の子育て家庭に対する育児支援を行うため、保育所において地域の子育て家庭等に対する育児不安についての相談指導、子育てサークル等への支援を行う地域子育て支援センター事業を実施しており、これまでその設置箇所数を増加させ拡充を図ってきた。

2002（平成14）年度から、概ね3歳未満の乳幼児とその親が気軽に集まり、相談、情報交換、交流ができる「つどいの広場」事業を実施している。「つどいの広場」については、NPOをはじめとする多様な主体により、余裕教室等公共施設の余裕空間や商店街の空き店舗などを活用しつつ、身近な場所での設置を推進する。2004（平成16）年度においては、85か所から500か所への箇所数の大幅増などの支援の充実を図っている。

商店街の空き店舗を活用して、地域社会において子育て支援や高齢者向けの交流拠点等の機能を担うコミュニティ施設を設置することにより、空き店舗の解消と少子・高齢社会への対応を図り、商店街に賑わいを創出することで商店街の活性化を図るための施策を講じた。

#### 2 地域における子育て支援のネットワークづくり

一時保育、つどいの広場事業及びNPO等の民間団体が実施する子育て支援事業をはじめとす

る地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握し、利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行う「子育て支援総合コーディネーター」を地域子育て支援センターやNPO等の委託により配置し、個々の子育て家庭がその状況に応じた適切なサービスを選択し、利用することができるよう支援する事業を推進している。

子育て中の親の身近な相談相手として、子育てやしつけについて気軽に相談にのったりきめ細かなアドバイスなどを行う「子育てサポーター」を養成・配置し、子育てに関する相談体制の充実を図った。

### 3 地域における小児医療等の充実

小児救急医療体制の整備については、一般の救急医療の場合と同様に、初期（主として外来医療「かかりつけ医」）、二次（入院が必要な重症患者に対応）、三次（救命救急センター）の体系に沿い、地域ごとの実情に応じた機能分化と連携に配慮した体制の整備を図るとの方針の下、二次医療圏単位で当番制により小児救急対応が可能な病院を確保する「小児救急医療支援事業」の実施や、二次医療圏単位での体制の構築が困難な地域において、複数の二次医療圏ごとに小児救急患者を受け入れる「小児救急医療拠点病院」を整備するなど、全国的な体制の整備に取り組んでいる。

リスクの高い妊産婦や新生児に適切な医療を提供するための、一般の産科病院等と高次の医療機関との連携体制である周産期医療ネットワークの整備を行っている。

### 4 母子家庭等の自立支援

母子家庭の急増等の新しい時代の要請に対応するため、2002（平成14）年11月に「母子及び寡婦福祉法」等が改正され（2003（平成15）年4月から施行）、また、2003年7月には、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」（平成15年法律第126号）が成立した（同年8月から施行）、これらの法律に基づき、

子育て短期支援事業、日常生活支援事業等の「子育て・生活支援策」

母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援給付金等の「就業支援策」

養育費の確保に向けた広報啓発等の「養育費の確保策」

児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉貸付金の貸付け等の「経済的支援策」

といった自立支援策を総合的に展開している。

### 5 児童虐待防止対策の推進

母子保健活動に従事した経験のある保健師、助産師資格を有する者等に対して、児童虐待に関する最新情報及び虐待予防に必要な支援技術に関する専門研修を行い、その受講者を登録して、地域子育て支援センター等、市町村の相談事業における親子の支援に活用している。

## 第2節 家庭教育への支援等の充実

### 1 家庭教育に関する学習機会や情報の提供

地方公共団体等が、乳幼児や小・中学生を持つ親を対象として、子どもの発達段階に応じた子育て講座を開設できるよう、助成を行っている。

1999（平成11）年から、子育てに関する一人一人の親の身近なヒント集として、家庭教育手帳

及び家庭教育ノートを配布し、子育て講座や子育てサークルの研修会など様々な機会での活用を推進してきた。2003（平成15）年度からは、これまで乳幼児編と小・中学生編の2分冊であったものを、より子どもの発達段階に応じた内容とするため、「ドキドキ子育て（乳幼児編）」、「ワクワク子育て（小学生低学年から中学年編）」、「イキイキ子育て（小学生高学年から中学生編）」の3分冊に改訂し、新家庭教育手帳として、乳幼児や小・中学生を持つ親に配布している。

### 第3節 子育てを支援する生活環境の整備

#### 1 子育てバリアフリーなどを推進する

乳幼児同伴の利用者が利用する建築物全般における、乳幼児用いす、乳幼児専用ベッド、授乳のためのスペース、多機能トイレの設置等を推進している。

旅客施設における段差の解消、多機能トイレ（おむつ交換シート等）の設置や乗合バス車両におけるノンステップバス、リフト付バス、路面電車における低床式車両（LRT）の導入等が進められている。

歩いていける身近な場所において、妊婦、子ども及び子ども連れの人をはじめ、全ての人々の健康運動や遊びの場及び休息やコミュニケーションの場となる都市公園を計画的に整備するとともに、園路やトイレ等の公園施設のバリアフリー化を推進している。

市町村において、乳幼児とその親が外出する際の遊び場、授乳コーナー及び一時預かりの実施場所等を示したマップを作成し、子育て家庭に情報提供することにより、子育てしやすいまちづくりを推進している。

#### 2 良質な住宅・居住環境の確保を図る

子どもの養育及び成長に適した良質な住宅・居住環境の確保を図るため、税制や融資等による子育てに適した住宅確保の支援、公共賃貸住宅における多子世帯の支援、保育所等を併設した住宅の整備、都心における職住近接等により、安心でゆとりある住宅の整備を促進している。

### 第4節 再就職の促進

#### 1 再就職支援の推進

2001（平成13）年度から、全国のハローワーク等に専門の相談員を配置し、労働者、求職者に対してキャリア形成に資する相談援助、情報提供を行っている。

職業能力開発施設における職業訓練は、通常、月曜日から金曜日の5日間に、概ね9時から16時までで実施されているが、土日・夜間等の時間帯を活用した柔軟な訓練コースを設定し、訓練機会の確保を図った。

### 第5節 社会保障における次世代支援

#### 1 児童手当の充実

2004（平成16）年4月からは、「児童手当法」（昭和46年法律第73号）の改正により、支給対象年齢が、義務教育就学前から、小学校第3学年修了前（9歳到達後最初の年度末）までに引き上げられ、これにより、支給対象児童数も約940万人へと増加することになった。

## 第6節 教育に伴う経済的負担の軽減

### 1 奨学金等の充実

奨学金事業については、これまでも学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるようにするため、毎年充実を図っている。

## 第3章 次世代を育む親となるために

### 第1節 親になるための出会い、ふれあい

#### 1 乳幼児とふれあう機会の充実等

家庭の教育力の向上を図る一環として、2004（平成16）年度から、将来、親となる中・高校生を対象とした子育て理解講座を開設している。この中で、赤ちゃんの抱き方など乳児との接し方を学んだり、妊婦体験を行うなど、若いうちから家庭教育についての理解を深める取組を推進している。

児童館等の公的施設を活用し、児童の健全な育成のための取組を推進し、将来の子育てに関する貴重な予備体験として育児不安の防止や虐待の予防につながるものとして2003（平成15）年度に「児童ふれあい交流促進事業」を創設した。

### 第2節 子どもの生きる力の育成と子育てに関する理解の促進

#### 1 豊かな人間性を育むための奉仕活動・体験活動の推進

2001（平成13）年7月には、「学校教育法」（昭和22年法律第26号）と「社会教育法」（昭和24年法律第207号）を改正し、総合的にボランティア活動など社会奉仕体験活動をはじめとする体験活動の充実を図ることが明確化され、地域や学校等において、子どもたちが様々な体験活動を行う機会を拡大している。

子どもたちのボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動などの体験活動の推進を図るため、2002（平成14）年度から「地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業」を実施している。

子どもたちが農業・農村に親しみを感じる機会を充実するため、全国的な体験学習の推進体制づくり、モデル地区の設置のほか、身近な水辺環境の活用や修学旅行等を通じた学校内外における農業・農村体験学習を推進している。

青少年の長期自然体験の一層の普及・定着を図るため、地方公共団体が自然体験活動推進団体の協力を得ながら、青少年対策として野外活動施設や農家などで、2週間程度の長期間、異なる年齢集団の編成により共同生活を通じた野外活動等の自然体験活動に取り組みせる事業に対して、助成を行っている。

#### 2 子どもを生き育てることの意義等に関する教育・啓発

将来の親となる世代が子どもや家庭について考え、子どもとともに育つ機会を提供するとともに、国民一人一人が家庭や子育ての意義について理解を深められるようにするため、小学校、中学校、高等学校の各学校段階で、関係教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間において相互の連携を図りながら子育てへの理解を深める教育を実施している。

### 第3節 若者の安定就労や自立した生活の促進

#### 1 若年者に対する職業体験機会の提供や職業訓練の推進

「若者自立・挑戦プラン」において、キャリア教育が大きな柱として位置づけられたことや2004（平成16）年1月の「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書」などを踏まえ、2004年度から、小・中・高で一貫したキャリア教育の指導内容・方法等についての実践研究や地域ぐるみで職業体験やインターンシップ（就業体験）などを行う「キャリア教育推進地域事業」の実施などを通じ、児童生徒の勤労観、職業観を育成するキャリア教育の推進に努めている。

職場見学、職場体験、インターンシップ（就業体験）等の活動の支援を行うとともに、その活動を取りまとめ、同世代の中高生にその情報を発信していく「中高生に対する仕事ふれあい活動支援事業」を2003（平成15）年度から16地域においてモデル的に実施しており、2004年度は対象地域を拡大し、32地域において実施する。

大学等の高等教育機関においても、社会の様々な分野で活躍することのできる人材を養成するため、各大学等においても、学生の職業観の涵養のため、インターンシップの導入に取り組んでいる。

若年者向けの実践的な教育・職業能力開発の仕組みとして、新たに企業実習と教育・職業訓練の組合せ実施により若者を一人前の職業人に育てる実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）を推進している。

#### 2 若年者の就労支援と試行雇用の推進

フリーターや学卒未就職者等の若年失業者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するため短期間の試行雇用を実施する「若年者トライアル雇用事業」を2001（平成13）年12月より実施しており、同事業の積極的活用により、若年者雇用を推進している。

フリーターの職業意識を高め、適職選択やキャリア形成を促すため、全国の都市部にヤングジョブスポットを設置し、若年者同士の情報交換、職場見学等のグループ活動等への支援を行っており、2003（平成15）年度末時点で、全国に16か所設置している。

フリーターが早期に安定した就労に移行するため、カウンセリング等の手法を用いて職業意識の啓発、職業適性の把握を行うとともに、職業能力開発大学のほか専修学校等民間教育訓練機関を活用した職業訓練の実施、事業主等への委託による企業実習を一体的に実施した。

2003年6月に策定された「若者自立・挑戦プラン」に基づく中核的施策として、地方公共団体と産業界、学校等の連携の下、若者に一貫した雇用関連サービスを提供する「若年者のためのワンストップサービスセンター（通称：ジョブカフェ）」を都道府県の主体的取組により整備している。

### 第4節 子どもの健康と安心・安全の確保

#### 1 「食育」の推進

2003（平成15）年6月から「食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」の視点から）のあり方に関する検討会」を開催し、発育・発達過程に応じて、具体的にどのような食べる力を育ていけばよいのか、食べる力を育むための具体的支援方策の例などを取りまとめ、子どもの食に関する支援ガイドを作成した（2004（平成16）年2月）ところであり、各自治体におけ

る地域の実情に応じた食育の実施の支援を進めている。

## 2 「いいお産」の普及

安全で快適な満足できる「いいお産」について、関係者や妊婦が共通の理解を持つことができるよう、妊産婦健康診査等様々な機会をとらえて働きかけを行っている。

### 第5節 不妊治療

#### 1 不妊治療における体制整備と支援のあり方に関する検討

体外受精及び顕微授精は経済的な負担も大きいことから、2004（平成16）年度から、次世代育成支援の一環として、配偶者間のこれらの不妊治療に要する費用の一部を助成し、従来の相談事業と併せて総合的な支援対策を講じている。

#### 2 「不妊専門相談センター」の整備

地域において中核的な役割を担う保健医療施設などにおいて、専門医等が、不妊に関する医学的な相談や、不妊による心の悩みの相談などを行う「不妊専門相談センター事業」を実施している。



## <参 考>

### 少子化社会対策関係予算の概要（平成15年度及び平成16年度）

分 野 別 項 目		15年度予算額 (百万円)	16年度予算額 (百万円)	対前年度増減額 (百万円)
すべての働きながら子どもを育てている人のために	男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現	3,369	2,941	- 428
	仕事と子育ての両立の推進	3,442	3,205	- 237
	保育サービスの充実	481,313	346,343	- 134,970
子育てをしているすべての家庭のために	地域の様々な子育て支援サービスの充実とネットワークづくり等の推進	318,939	377,333	58,394
	家庭教育への支援等の充実	1,429	1,427	- 2
	子育てを支援する生活環境の整備	148,279	141,461	- 6,818
	再就職の促進	5,658	4,804	- 854
	社会保障における次世代支援	0	0	0
次世代を育む親となるために	教育に伴う経済的負担の軽減	209,633	315,655	106,022
	親になるための出会い、ふれあい	750	1,844	1,094
	子どもの生きる力の育成と子育てに関する理解の促進	266,369	249,095	- 17,274
	若者の安定就労や自立した生活の促進	37,536	191,217	153,681
	子どもの健康と安心・安全の確保	329	596	267
	不妊治療	112	2,667	2,555
そ の 他		0	75	75
総 計		1,477,158	1,638,663	161,505

注1：少子化社会対策関係予算について「次世代育成支援に関する当面の取組方針」（平成15年3月少子化対策推進関係閣僚会議決定）の項目に従い整理している。

注2：各分野別項目の予算額については、少子化対策の予算を特掲できない事業を除き、再掲の事業を含んでいる。